

令和4年2月定例会議事日程(案)

(会期31日間)

月 日	曜	開議時刻	日 程
2月22日	火	午前10時	○ 本 会 議 1 開 会 2 会議録署名議員の指名 3 会期及び議事日程の決定 4 議長報告 5 議事日程の宣告 6 議案上程 7 同上に対する知事の提案理由の説明 (議員全員協議会)
2月23日	水		休 会
2月24日	木		(常任委員会)
2月25日	金		(常任委員会)
2月26日	土		休 会
2月27日	日		〃
2月28日	月		(議事整理日)
3月1日	火	午前10時	○ 本 会 議 1 県政に対する代表質問
3月2日	水		(議事整理日)
3月3日	木	午前10時	○ 本 会 議 1 県政に対する代表質問
3月4日	金		(議事整理日)
3月5日	土		休 会
3月6日	日		〃
3月7日	月	午前10時	○ 本 会 議 1 先議議案(令和3年度補正予算等)に対する質疑 2 先議議案委員会付託 (常任委員会)
3月8日	火	午前10時	○ 本 会 議 1 常任委員長報告 2 先議議案の可否決定 3 県政に対する一般質問・議案(先議議案を除く)に対する質疑

月 日	曜	開議時刻	日 程
3月9日	水	午前10時	○ 本 会 議 1 県政に対する一般質問・議案(先議議案を除く)に対する質疑
3月10日	木		(議事整理日)
3月11日	金	午前10時	○ 本 会 議 1 県政に対する一般質問・議案(先議議案を除く)に対する質疑
3月12日	土		休 会
3月13日	日		〃
3月14日	月	午前10時	○ 本 会 議 1 県政に対する一般質問・議案(先議議案を除く)に対する質疑
3月15日	火		(議事整理日)
3月16日	水	午前10時	○ 本 会 議 1 県政に対する一般質問・議案(先議議案を除く)に対する質疑
3月17日	木	午前10時	○ 本 会 議 1 県政に対する一般質問・議案(先議議案を除く)に対する質疑 2 議案(先議議案を除く)委員会付託 3 請願、陳情委員会付託
3月18日	金		(議事整理日)
3月19日	土		休 会
3月20日	日		〃
3月21日	月		〃
3月22日	火		(常任委員会)
3月23日	水		(特別委員会)
3月24日	木	午前10時	○ 本 会 議 1 常任委員長報告 2 議案(先議議案を除く)の可否決定 3 請願、陳情の採否決定 4 常任委員長及び特別委員長の調査活動報告 5 閉 会

第 202100261580 号
令和 4 年 2 月 1 0 日

鳥取県議会議長 様

鳥取県知事
(公印省略)

県議会全員協議会の開催について (依頼)

下記事項について御説明するとともに、県議会の御意見をいただきたいと思いますので、令和4年2月定例県議会中に全員協議会を開催して下さるようお願いいたします。

記

- 1 令和4年度当初予算案
- 2 令和4年度組織・定数改正案

担当：総務部財政課
電話：0857-26-7043

議会運営等に関する取扱要綱の一部を改正する要綱（案）

議会運営等に関する取扱要綱（平成3年12月16日議会運営委員会決定）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>3 代表質問、一般質問及び質疑 代表質問、一般質問及び質疑は、次により行う。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 一般質問（会議規則第56条）</p> <p>① 略</p> <p>② 質問時間は25分以内、質問回数はその時間内で<u>8回</u>までとする。</p> <p>③ 略</p> <p>(3)～(9) 略</p>	<p>3 代表質問、一般質問及び質疑 代表質問、一般質問及び質疑は、次により行う。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 一般質問（会議規則第56条）</p> <p>① 略</p> <p>② 質問時間は25分以内、質問回数はその時間内で<u>5回</u>までとする。</p> <p>③ 略</p> <p>(3)～(9) 略</p>

附 則

この要綱は、令和4年2月15日から施行する。

請願陳情の審査結果のうち「一部採択」「一部趣旨採択」について

令和 4 年 2 月 1 5 日
議 会 運 営 委 員 会

請願・陳情の審査結果は、おおむね以下の表に記載の基準により決定する例であるが、「一部採択」にあつては平成 7 年 2 月定例会、「一部趣旨採択」にあつては平成 11 年 2 月定例会を最後に使用されていない。

※ 昭和 57 年 2 月に審査結果として追加されて以降、審査結論として使用された件数は、「一部採択」が 8 件、「一部趣旨採択」が 43 件。

※ 平成の年代以降でみると「一部採択」は 1 件、「一部趣旨採択」は 2 件のみ使用。

■現行における請願・陳情の審査結果の基準■

採択	願意が妥当であつて、かつ実現の可能性があると認められるもの。
趣旨採択	願意が妥当であつて、実現の可能性のある程度認められるも、願意どおりに認められないもの。
一部採択	請願・陳情事項のうち、その一部について採択するもの。
一部趣旨採択	請願・陳情事項のうち、その一部について趣旨採択するもの。
研究留保	願意が妥当であるか否か、実現の可能性の有無について、さらに継続して審査を要するもの。
不採択	願意が妥当でないもの。または願意が妥当であつても実現の可能性が認められないもの。

注) 昭和 57 年 2 月 15 日開催の議会運営委員会において、今後審査結果の表現に「一部採択」及び「一部趣旨採択」の表現を用いて、審査の促進を図る。その運用としては、委員会審査の際に採択または趣旨採択とする項目を明示し、その他の部分は審議未了の扱いとすることに決定された。